

## 川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者の指定について

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、川崎市入江崎余熱利用プールの指定管理者を次のとおり指定しました。

### 1 指定管理者（第4期）

名 称 東急スポーツオアシス・東急コミュニティー共同事業体

所 在 地 東京都渋谷区道玄坂1丁目21番2号

代 表 者 株式会社東急スポーツオアシス

代表取締役 平塚 秀昭

事業概要 会員制総合フィットネスクラブの経営・企画・運営、スイミングスクール事業、通信販売事業ほか

構 成 員 株式会社東急コミュニティー

代表取締役 雑賀 克英

事業概要 マンションライフサポート事業、ビルマネジメント事業ほか

### 2 管理を行わせる施設の名称及び所在地

川崎市入江崎余熱利用プール

川崎市川崎区塩浜3丁目24番12号

### 3 指定期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

### 4 指定管理者の業務の範囲

(1) 事務管理業務

(2) プールの使用等に関する業務

(3) プールの監視業務

(4) 施設の維持管理に関する業務

(5) 設備、機器の運転管理に関する業務

(6) 備品の維持管理に関する業務

(7) 各種水泳教室の開催に関する業務

(8) 広報・広聴に関する業務

(9) 物品・飲食物等の販売に関する業務

(10) 緊急時への対応業務

(11) 事業期間終了時の引継ぎ業務

(12) その他、前各号に付随する業務

川崎市上下水道局サービス推進部  
サービス推進課管理係